

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第5期）	
	中期目標期間	令和5年度～令和7年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	航空局航空ネットワーク部	担当課、責任者	大臣官房参事官（航空戦略） 大田 圭
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 磯野 哲也
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項			
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。			
<ul style="list-style-type: none">令和7年6月18日 理事長・監事ヒアリング令和7年7月3日、7日 外部有識者からの意見聴取（敬称略） 屋井 鉄雄 東京科学大学特命教授（7/3） 熊谷 則一 涼風法律事務所弁護士（7/7） 安河内恵子 九州工業大学名誉教授（7/7）			
4. その他評価に関する重要事項			
特になし			

1. 全体の評定			
評定 (S、A、B、 C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況	
		5年度	6年度
評定に至った理 由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき、項目別評定の算術平均（以下算定式のとおり。）に最も近い評定が「B」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「B」評定とする。 【項目別評定の算術平均】 $(A4 \text{ 点} \times 2 \text{ 項目} + B3 \text{ 点} \times 14 \text{ 項目} + A4 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2) \div (17 \text{ 項目} + 1 \text{ 項目}) = 3.2$ ※なお、算術にあたっては、評定毎の点数を S : 5 点、A : 4 点、B : 3 点、C : 2 点、D : 1 点とし、重要度の高い 1 項目については、加重を 2 倍としている。	B	B
2. 法人全体に対する評価			
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体として順調な組織運営が行われていると評価する。		
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。		
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など			
項目別評定で指摘した 課題、改善事項	該当なし		
その他改善事項	該当なし		
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	該当なし		
4. その他事項			
監事等からの意見	該当なし		
その他特記事項	(外部有識者からの意見) 該当なし		

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	年度	年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
再開発整備事業	B	B				1. (1)	
住宅騒音防止対策事業	B	B				1. (2)	
移転補償事業	B〇 重	A〇 重				1. (3)	
緑地造成事業	B	B				1. (4)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組						2. (1)	
業務運営の効率化	B	B				2. (1)①	
事業費の効率化	B	B				2. (1)②	
一般管理費の効率化	B	B				2. (1)③	
契約の適正化・調達の合理化	B	B				2. (1)④	
人件費管理の適正化	B	B				2. (1)⑤	
業務のデジタル化及びシステムの最適化	B	B				2. (2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「〇」を付す。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	年度	年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	A				3. (1)	
短期借入金の限度額	—	—	—			3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—	—	—			3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—			3. (4)	
剩余金の使途	—	—	—			3. (5)	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
内部統制の充実・強化	B	B				4. (1)	
情報セキュリティ対策	B	B				4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化						4. (3)	
国及び関係自治体との連携	B	B				4. (3)①	
広報活動の充実 地域住民のニーズの把握	B	A				4. (3) ②～③	
運営権者への円滑な環境対策事業承継に向けた取組の推進 引き継ぎ文書のデジタル化 業務の可視化パターン化の推進 研修員の受入れ	B	B	—			4. (4) ①～③	
業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組	B	B				4. (5)	
騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途	—	—	—			4. (6)	

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※4 「項目別調書 No.」欄には、5 年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1. (1)	再開発整備事業				
業務に関連する政策・施策	-			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	-			-関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度		
契約(貸付)状況	一		30件	30件			
契約(貸付)率	一		100%	100%			
経費率	一		90.4%	83.7%			
定期巡回全施設月1回の実施	一		100%	100%			
全貸借人との面談等年1回以上	一		100%	100%			

注) 契約(貸付)状況・率は令和7年3月末現在

注) 支出額は一般管理費（管理勘定）を含む。

予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音齊合施設※」を整備し、貸付することによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。 今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。 また、騒音齊合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等年1回以上) 【指標】 ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 (前中期目標期間実績※ 全施設月1回の点検実施)	福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。 また、騒音齊合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等年1回以上)	福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。 イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音齊合施設(1施設)について、賃借人と面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。 ロ 騒音齊合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るために、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っていく。その実施にあたっては、騒音齊合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等年1回以上)	<p><評価の視点></p> <p>1. 老朽化施設の保全や安全を確保するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。</p> <p>(1) 再開発整備事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音齊合施設(1施設)について、賃借人と面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。</p> <p>ロ 騒音齊合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るために、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っていく。その実施にあたっては、騒音齊合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。</p> <p>(指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等年1回以上)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 老朽化施設の保全]</p> <p>○耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音齊合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進める一方、施設の安全を確保する観点から今後の対応策を検討した。</p> <p>○立退きへの交渉を継続しつつ建物の現況を改めて確認したところ、施設の老朽化が顕著である一部建物に関して、早急に対処すべき状態であると判断した。このため、あらためて賃借人との立退き交渉を行ったが、現所在地での強い事業継続意欲及び当該建物の現況を踏まえ、当該建物を建て替える方針を決定した。具体的な建替方法については、令和7年度に検討していく。引き続き施設の安全性確保のため、定期的に見回り点検を行い、賃借人ととの密な連絡に努める。</p> <p>[2. 騒音齊合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化]</p> <p>○令和3年度に新たに策定した「騒音齊合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。</p> <p>【修繕箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型施設1件 　　ホームセンター 　　(非常用発電装置分解整備) ・大型施設以外1件 　　運送業等(外壁改修工事) <p>○全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を実施した。</p> <p>なお、定期巡回時は、外観の目視点検だけではなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。</p> <p>また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型施設3件 　　ホームセンター 　　(自動ドア装置更新、電気錠設備修繕、建具修繕) ・大型施設以外3件 　　運送業(アルミ扉錠緊急修繕、給水管緊急改修・修繕) 　　運送業等(建具修繕) <p>○福岡国際空港株式会社への業務移管を計画</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・立退きを前提とした交渉を継続(令和3年度には弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書(案)を提示して契約期間の終了日を示す等)してきたが、賃借人の強い事業継続意欲及び当該建物の老朽化の現況を踏まえ、施設を建て替える方針を決定したこと、長期的な視点からの施設の安全性の確保につながった。</p> <p>・修繕計画に基づいた計画的修繕により、騒音齊合施設に係る資産価値の維持向上を図ることができた。</p> <p>・定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握することができ、この取組によって不具合箇所等の早期発見・緊急修繕に繋がり、施設の適切な維持管理が図られた。</p> <p>・物件データベースを適宜更新するととも</p>	<p>評定</p>	B	<p><評価に至った理由></p> <p>機構は、空港周辺のまちづくりに貢献しつつ事業の健全性の確保を求められていることから、再開発整備事業においては、賃貸物件からの退去者を出さず、かつ、地価等の上昇分を適切に賃貸料に反映させる等、収支の改善に取り組むとともに施設の維持管理についても適切に行う必要がある。</p> <p>定量的指標については100%達成しているほか、以下のような成果が認められることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>1. 老朽化施設の保全(倒壊の恐れのある施設への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を経過し老朽化の著しい3施設のうち残る1施設についても、契約期間の終了日を明確に示すため定期賃貸借契約案を提示する等、立退きに向け働きかけを行ったが、賃借人の強い事業継続意欲及び当該建物の老朽化の現況を踏まえ、施設を建て替える方針を決定したこと、長期的な視点からの施設の安全性の確保につながった。 <p>今後は、当該施設の具体的な建替え方法等について、賃借人と調整を行いながらすめることで信頼関係を維持することに期待したい。</p> <p>2. 騒音齊合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡国際空港株式会社への承継に向けて、大型施設以外の建物についても建築物の長寿命化への取り組みとして修繕計画を策定済。全施設の維持管理を適切に進めることで、承継後も良好な状態で賃貸できるよう維持管理に努め、承継後の適切な施設保全を見据えて取り組んでいる。 <p>計画的な修繕、賃借人との面談、定期巡回による劣化状況把握や修繕要求に基づく改修・修繕工事等を着実に実施し、賃借との信頼関係を向上させている。</p> <p>また、定期巡回に加えて緊急巡回を行うことで緊急修繕が必要な箇所を発見する等、維持管理が適切に行われた。</p> <p>さらに、施設の予防保全を行うことにより、資産の維持管理が適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音齊合施設は、移管に向けて業務のデジタル化及びシステムの最適化を図るためにデータベース化が行われており、保全状況や新たに修繕を行った場合、都度、データベースの更新が図られている。

<p>・全貸借人との情報交換のための面談年1回以上 (前中期目標期間実績* 全貸借人との面談等 年1回以上実施) ※ 前中期目標期間実績: 平成30年度から令和3年度までの実績</p> <p><指標の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。 全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。 	<p>面談等 年1回以上)</p>	<p>している騒音遮蔽施設のデータベースについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。</p> <p>【定量的指標】 「定期巡回による全施設月1回の点検実施」の実施率は100%であった。</p> <p>[3. 事業健全性の確保] ○経営状況の悪化等による再開発事業への影響等に鑑み、全賃借人27者と面談を実施するとともに、第三者の調査機関等からの情報収集を行い、賃借人の経営状況を把握するための調査を行った。</p> <p>○国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人(8者)に対して、貸付料の増額交渉を行った。昨年度から増額交渉してきた1者については法的措置に移行し申し立てを行った。残りの1者については翌年度も継続して増額交渉を行う。</p> <p>○支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、滞りなく納入期限内の賃料回収を行った。</p> <p>【定量的指標】 「全貸借人との情報交換のための面談等年1回以上」の実施率は100%であった。</p> <p>[4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況] ○令和7年3月末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は83.7%であり、安定した収支の確保につながった。</p>	<p>に、組織内において当該情報の共有化を図ることで、計画的な修繕や緊急的に対応が必要な修繕業務において円滑かつ効率的に処理することができた。</p> <p>・賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。</p> <p>・面談を実施することにより施設整備・修繕の要望について把握でき、施設の改修が必要な不具合箇所の改善につながった。</p> <p>・日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円滑に手続きを進めることができ、対象8者のうち6者と貸付料の増額の変更契約を締結したことで、安定した収入の確保につながった。</p> <p>・定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>3. 事業健全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃借人と面談などを行うことにより経営状況をより詳細に把握し、賃貸料滞納や退去のリスクに備え事業継続性の確保を図るとともに、施設の資産価値を保全するため経費率を83.7%に抑えるなど、事業健全性は確保されている。 国有地使用料の大幅な上昇に伴う、賃借人との貸付料増額交渉においては、対象8者うち6者と貸付料増額変更契約を締結することが出来たことは、日頃から賃借人とコミュニケーションを取ってきたことがプラスに影響したものと思われる。残る2者についても、出来るだけ早期に解決できるよう、適切に交渉されたい。 <p>4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月末時点において賃貸料滞納者はなく、経費率は83.7%であり、安定した収支となっている。 <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の当該建物を建て替える方針の決定における建替方法についての今後のすすめ方については、貸付料等へ影響を考慮し、賃借人と慎重に交渉を行うことが重要である。
---	-------------------	---	---	---

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額の主な要因は、施設使用料の増額や工事計画等の変更が生じたため。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1. (2)	住宅騒音防止対策事業				
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度		
防音工事 (未実施)	—	—	0件	0件			
防音工事 (告示日後)	—	—	0件	0件			
更新工事①	—	—	28台	25台			
更新工事① (告示日後)	—	—	3台	4台			
更新工事②	—	—	73台	57台			
更新工事② (告示日後)	—	—	6台	12台			
更新工事③	—	—	42台	28台			
更新工事③ (告示日後)	—	—	0台	2台			
更新工事④			38台	51台			
問合せ件数 (うち処理済件数)			992件 (992件)	910件 (910件)			
更新工事交付決定 までの処理日数 60日以内	—		100%	100%			

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 住宅騒音防止対策事業 住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。 また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。 さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。 【指標】 ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内 (前中期目標期間実績* 最長処理日数 59 日)	(2) 住宅騒音防止対策事業 「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。 国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。 また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。 さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。 (指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)	(2) 住宅騒音防止対策事業 1. 国及び関係自治体と緊密な連携を取り組んでいるか。 2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え、一層の事業制度の周知や関係地元団体の担当者との連携等に取り組んでいるか。 3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮に取り組んでいるか。 4. 事業実施・予算執行状況の適切な把握に取り組んでいるか。 ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。 (指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)	<p><評価の視点></p> <p>1. 国及び関係自治体と緊密な連携を取り組んでいるか。</p> <p>2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え、一層の事業制度の周知や関係地元団体の担当者との連携等に取り組んでいるか。</p> <p>3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮に取り組んでいるか。</p> <p>4. 事業実施・予算執行状況の適切な把握に取り組んでいるか。</p> <p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内 	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 国及び関係自治体との連携]</p> <p>○事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者により一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を例年どおり開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 その他、「連絡協議会※」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p><福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：4月 24 日（水） ・開催場所：空港周辺整備機構 会議室 ・議題：令和 5 年度事業報告、令和 6 年度事業計画、情報共有等 <p>[2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え]</p> <p>○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 また、昨年に引き続き、マスクケースの配布（約 500 枚）も実施した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市博多区 4回（5月・7月・11月・2月号） 東区 4回（5月・7月・11月・2月号） ・大野城市 3回（5月・11月・2月号） <p>○過去に防音工事を実施した事業対象者（185 軒）に対し、更新の機会を逃さないようダイレクトメール（空調機器更新工事のご案内）を郵送した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新工事①（防音工事を実施後に更新工事を行っていない住宅） 185 軒 <p>○住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は 910 件で、そのうち苦情は 15 件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 なお、電話対応にあたってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めている。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。</p> <p>・パンフレットの設置（補充）やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。</p> <p>・広報誌を見た住民からの問合せは 14 件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。</p> <p>・ダイレクトメールの郵送を行った住民からの問合せは 8 件、申請 0 件。申請には至っていないが、ダイレクトメール送付対象を今まで未送付者とし、送付件数を増やしたことにより、より多くの事業対象者に制度の認知を図れた。</p> <p>・申請者等からの苦情・意見を踏まえ、広報誌への掲載内容の見直し（空調機器の対象要件を詳細に明記）、UR 都市機構との事務調整を行い、苦情件数は昨年度 24 件から減少し、円滑な事業推進につながることができた。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の正確な聞きとり、トラ</p>	<p>評定 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>定量的指標については 100% 達成しているほか、以下のような成果が認められることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・166 件の更新工事交付申請について、全ての空調機器更新工事を実施。平均処理日数は 27.4 日となり、達成目標の 60 日以内を大幅に下回っている。 ・円滑かつ着実に事業を進める観点から、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を年度当初に毎年開催し、事業概要や予算等の説明を行うことで関係自治体の担当者に対して事業への理解をより深めさせることができた。 ・申請者等からの苦情・意見を踏まえ、広報誌への掲載内容の見直しや UR 都市機構との事務調整を行った結果、苦情件数は昨年度 24 件から 15 件に減少したことは、一定の効果が得られたものと思料。 ・概ね計画通り事業を確実に実施している。

<p><指標の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考え方に基づき目標値を設定した。 		<p>○事業の円滑かつ着実な実施及び申請増に向けて、より一層の事業制度の周知、今後の申請増を図るため、関係地元団体の担当者を対象に、国（福岡空港事務所）と協力し、丁寧に「空港周辺整備機構の事業制度」及び「申請手続き等」等の説明と質疑応答を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：6月14日（金） ・開催場所：席田会館（福岡市博多区） ・議題：空港周辺整備機構の概要 住宅騒音防止対策事業の概要 移転補償事業の概要 申請手続き等 <p>〔3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮、4. 事業実施・予算執行状況〕</p> <p>○補助金交付決定に係る事務処理を効率化・迅速化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送 ・交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。 <p>【定量的指標】 「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内」の達成率は 100% であった。</p>	<p>ブルの未然防止、また、情報共有（相談簿）による窓口対応力の向上を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺整備機構の事業制度及び申請手続き、申請時の注意事項等の説明を丁寧に行うことで、申請者である地域住民が制度を理解し、今後、安心して容易に申請手続きができるよう意思疎通を行うことができた。 また、本説明会での申請手続きに関する簡素化に関する課題やご意見を国に伝えるとともに、当機構における今後の手続きに反映させることで、各種申請手続きを効率的に進め一助となり業務量増への備えにつながった。 今後も関係地元団体からの要望に応じて開催し、事業制度の理解を深めていただくとともに、説明会でいただいた手続きの簡素化等のご意見を今後の手続き見直しに反映していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。 更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数 166 件全てにおいて目標日数の 60 日以内に交付決定が行われ（最長処理日数 44 日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は 27.4 日である。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去 5 年間の最長処理日数推移 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>59 日</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>49 日</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>54 日</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>49 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>44 日</td> </tr> </tbody> </table> ・過去 5 年間の平均処理日数推移 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>25.9 日</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>24.3 日</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>26.3 日</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>30.0 日</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>27.4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p>	令和 2 年度	59 日	令和 3 年度	49 日	令和 4 年度	54 日	令和 5 年度	49 日	令和 6 年度	44 日	令和 2 年度	25.9 日	令和 3 年度	24.3 日	令和 4 年度	26.3 日	令和 5 年度	30.0 日	令和 6 年度	27.4 日
令和 2 年度	59 日																						
令和 3 年度	49 日																						
令和 4 年度	54 日																						
令和 5 年度	49 日																						
令和 6 年度	44 日																						
令和 2 年度	25.9 日																						
令和 3 年度	24.3 日																						
令和 4 年度	26.3 日																						
令和 5 年度	30.0 日																						
令和 6 年度	27.4 日																						

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額の主な要因は、交付申請が想定より減少したため。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1. (3)	移転補償事業				
業務に関連する政策・施策	—		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、平成25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）		関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度					5年度	6年度	7年度		
実績(現年分)								予算額(千円) (うち繰越分(千円))	296,304	1,030,678 (48,728)				
土地	—	—	3件 446.93 m ²	2件 1,930.74 m ²				実績額(千円) (うち繰越分(千円))	254,550	683,206 (48,728)				
建物等	—	—	2件	1件				翌年度への繰越額(千円)	48,728	74,717				
実績(繰越分)								決算額(千円)	205,822	608,490				
土地	—	—	1件 335.71 m ²	1件 1,090.82 m ²				経常費用(千円)	85,477	88,591				
建物等	—	—	1件	1件				経常利益(千円)	—	—				
照会・相談件数 (うち処理済件数)	—	—	44件 (44件)	41件 (41件)				行政コスト(千円)	85,477	88,591				
測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内	—		100%	100%				職員数(人)	6	6				

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
<p>(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。</p> <p>【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内 (前中期目標期間実績※ 最長処理日数 268 日)</p> <p>＜指標の考え方＞ ・申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることか</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。 地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。 また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。 さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点を踏まえ、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。 イ 土地の測量や建物等調査、不動産鑑定評価、申請者との打合せや契約協議等のスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数短縮に取り組むとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理の効率化を図る。 ロ 国及び関係自治体との情報共有並びに自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、移転補償跡地のフェンスを利用した横断幕（事業案内）及びホームページ等による広報について引き続き実施する。 また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、機構が令和5年度に独自に実施した土地・家屋実態調査のデータを活用し、これまでの広報活動における対象範囲を精査したうえで広報（ポスティング等）実施に向けた具体的検討を進めることとし、実施後は、その効果等について検証を行う。 さらに、国が行う地元対策等と協調し計画的な情報発信の具体的検討を行うほか、相談受付業務の効率化に向けた取組の強化を行う。</p>	<p><評価の視点> 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化、2. 事業実施・予算執行状況 ○全 3 件の申請については、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。</p> <p>○申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。</p> <p>【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100% であった。</p> <p><定量的指標> ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化、2. 事業実施・予算執行状況]</p> <p>○全 3 件の申請については、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。</p> <p>○申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。</p> <p>【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100% であった。</p> <p>・公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置（令和4年度 3箇所、令和5年度 3箇所、令和6年度 4箇所）による継続的な広報活動に加え、更なる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和6年度における移転補償事業に関する照会は 41 件（15 件が対象うち 8 件が申請）となっており、継続的かつ広報活動強化の効果が得られた。（申請件数：令和4年度 3 件、令和5年度 7 件、令和6年度 8 件）</p> <p>○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第4期中期目標期間より実施を継続して、現在までに 6 箇所の設置を行っている。令和6年度は更なる広報活動の強化として、これに加えて、新たに 4 箇所を選定し追加設置を行った。</p> <p>○事業の円滑かつ着実な実施及び申請増に向</p>	<p><評定と根拠> 評定： A</p> <p>・機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と連絡調整を密に行い、着実に事業を進め、令和7年2月までに3件全ての契約、及び土地の所有権移転を完了した。これにより、空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。</p> <p>・個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、測量等調査開始から契約締結までの日数については、申請件数 3 件の全てにおいて目標日数の 270 日以内に完了し、事務処理の効率化を図ることができた。 (最長処理日数 229 日、平均処理日数 202 日)</p> <p>・公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置（令和4年度 3箇所、令和5年度 3箇所、令和6年度 4箇所）による継続的な広報活動に加え、更なる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和6年度における移転補償事業に関する照会は 41 件（15 件が対象うち 8 件が申請）となっており、継続的かつ広報活動強化の効果が得られた。（申請件数：令和4年度 3 件、令和5年度 7 件、令和6年度 8 件）</p> <p>・空港周辺整備機構の事業制度及び申請手続き、申請時の注意事項等の説明を丁寧に行うことで、申請者である地域住民が制度を理解し、今後、安心して容易に申請手続きができるよう意思疎通を行うことができた。</p> <p>また、本説明会での申請手続きに関する簡素化に関する課題やご意見を国に伝えるとともに、当機構における今後の手続きに反映させることで、各種申請手続きを効率的に進め</p>	<p>評定</p>	A	<p><評定に至った理由></p> <p>定量的指標については 100% 達成しているほか、中期目標を上回ることとなった以下の創意工夫による新たな取組（土地家屋実態調査データの機構独自のデータベース化等）等の成果が認められることから、総合的に勘案し自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>移転補償事業は、生活環境の改善を目的として、区域指定の際に存在した建物や土地について、各種相談への対応や広報等の取組みを通じて、所有者等からの申請に基づき、効率的に事業を推進していく必要がある。</p> <p>・個別のスケジュールを作成し、申請者と連絡状況を確認しながら事業を進めた結果、測量等の調査開始から契約締結までの日数 270 日以内を達成。</p> <p>・申請者と連絡状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め、また予算執行状況の把握が適切に行われていた。</p> <p>・広報活動の一環として、移転補償事業を行った土地である旨記載した横断幕を視認性の高い跡地に計 6 箇所設置していたところ、令和6年度に新たに 4 箇所の追加設置等広報活動の強化を行った結果、申請件数が令和4年度 3 件、令和5年度 7 件、令和6年度 8 件と増加したことは、継続的な広報活動の成果と言える。</p> <p>・土地家屋実態調査データについて、機構独自にデータを収集・データベース化（システム化）し、地権者からの問合せ対応を紙ベースでの確認からデータベース上での確認を即座に可能とすることで大幅な効率化が図られたとともに、移転補償事業の広報としては初めてとなるポスティングを実施するツールとなった。</p> <p>・令和5年度に作成したチラシをより分かりやすい内容に見直しを行い、さらにポスティングについて、土地家屋実態調査データを活用し効率的かつ効果的に対象エリアと対象物件を絞り込み、集中的かつ短期間で実施できた。</p> <p>・移転補償事業におけるフェンス工事において、防草用アスファルト舗装を試行的に施行したこと、今後の国による跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）の</p>

<p>ら、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。</p>	<p>ハ 移転補償対象物件の照会や移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続きを解説した資料（「しおり」等）の見直し等を適時行う。 <small>（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内）</small></p>	<p>けて、より一層の事業制度の周知、今後の申請増を図るため、関係地元団体の担当者を対象に、国（福岡空港事務所）と協力し、丁寧に「空港周辺整備機構の事業制度」及び「申請手続き等」等の説明と質疑応答を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：6月14日（金） ・開催場所：席田会館（福岡市博多区） ・議題：空港周辺整備機構の概要 　　住宅騒音防止対策事業の概要 　　移転補償事業の概要 　　申請手続き等 <p>○騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え申請件数の平準化を図るため、機構が令和5年度に独自に実施した土地・家屋実態調査のデータを活用し、これまでの広報活動における対象範囲を精査した。その結果、移転補償の対象となり得る土地等が比較的多い地域であった空港北側（箱崎、筥松、社領、吉塚、郷口町、二又瀬等）、及び空港南側（大野城市仲畑）の約100世帯に対し、令和5年度に作成したチラシをより分かりやすい内容に見直した上でポスティングを実施した。当該ポスティングでの効果等については今後検証を行い、本データと併せて有効活用していくこととする。</p> <p>[4. 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上]</p> <p>○令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿情報（約6,000件）のデータベース化（システム化）を行い、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。なお、今後のさらなる相談受付業務の効率化に向けて引き続き検討・検証を行っていくこととしている。</p> <p>○申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）の見直しを行い、申請者に対して、より分かり易く正確な情報発信に努めた。</p> <p>○移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応した。</p>	<p>る一助となり業務量増への備えにつながった。</p> <p>今後も関係地元団体からの要望に応じて開催し、事業制度の理解を深めていただくとともに、説明会でいただいた手続きの簡素化等のご意見を今後の手続き見直しに反映していく。</p> <p>・土地家屋実態調査データを活用して各エリアの買入れ状況を把握できたことにより、潜在需要が比較的多いエリア（他エリアと比べて、広報を強化する必要のあるエリア）を分析して対象範囲、対象物件の絞り込みを行った上で、移転補償事業の広報としては初めてとなるポスティングを実施した。なお、ポスティングの実施については、本データを活用することによって、集中的かつ短期間で移転補償制度の周知を行うことができた。</p> <p>・令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿情報をデータベース化（システム化）したことにより、これまで登記事項証明書を持参してもらう等、紙ベースでのやり取りからデータ上での確認を可能にし、相談受付業務における大幅な効率化を図ることができた。</p> <p>・申請者（相談者）に対して、より分かり易い内容にすることを目的として、「移転補償のしおり」及び「移転補償の概要」並びに、「移転補償の標準スケジュール」の見直し、補足追記等を年度当初、迅速に行った結果、申請者の誤認識や、ミスリード等の未然防止に資することができた。</p> <p>・令和6年度における移転補償事業に関する照会は41件であり、うち15件が事業対象であったため、移転補償手続きの制度説明や申請手順について懇切丁寧に対応した結果、そのうち8件が移転補償を希望され申請を受け付けた。</p>	<p>検討に貢献できたことは大きな意義があり。また、地元住民から好評の声が寄せられており、今後に期待したい。</p> <p>（外部有識者からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋実態調査において取得した登記簿情報（約6,000件）のデータベース化（システム化）については、検索機能が向上したこと等の点が確認でき、完成度が非常に高いと評価でき、A評価が妥当と考える。
---	--	---	--	---

			<p>[5. 国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取り組み]</p> <p>○移転補償事業におけるフェンス工事において、国への引き渡し後の跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）について国からの依頼に応じ、買い入れた土地の公道沿い部分約2m範囲へアスファルト舗装を実施することを国へ提案し、令和6年度フェンス工事箇所4箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施行した。</p> <p>○令和7年度においては、国（福岡空港事務所）が行う防草用アスファルト舗装の効果等についての検証結果を踏まえ、当該措置の実施を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、国からの了承を得た上で、現年予算内において追加設計を行い、令和6年度フェンス工事箇所4箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施工したこと、翌年度において国が行う防草効果等の検証を可能とし、国への引き渡し後の跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）の検討に貢献できた。 <p>これらの取組及び成果のうち、特に、①横断幕の追加設置等により申請件数が増加傾向であること、②ポスティングについて、土地家屋調査データを活用し効率的かつ効果的に対象エリアと対象物件を絞り込み、集中的かつ短期間で実施できたこと、③土地家屋調査データについて、機構独自にデータを収集しデータベース化（システム化）し、地権者からの問合せ対応を紙ベースでの確認からデータ上での確認を可能とすることで大幅な効率化が図られていること、④フェンス設置工事について、中期計画等の具体的な目標にはないが、国からの要請に応じて当機構で検討を行い、防草用アスファルト舗装を試行的に行つたことで今後の跡地管理（除草）上の効率化や地域の環境改善への検証に貢献したことは、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額の主な要因は、移転補償事業の一部が申請者の理由により翌年度へ繰越となったこと及び予算計上した補償費と土地鑑定評価額との差が生じたこと等のため。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1. (4)	緑地造成事業									
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号					
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度					
造成面積	—	—	776 m ²	666 m ²			予算額（千円）			
							23,281			
							30,178			
							実績額（千円）			
							11,527			
							17,661			
							決算額（千円）			
							11,527			
							17,661			
							経常費用（千円）			
							18,320			
							24,740			
							経常利益（千円）			
							—			
							—			
							行政コスト（千円）			
							18,320			
							24,740			
							職員数(人)			
							1			
							1			

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。	(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。	(4) 緑地造成事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。 イ 移転補償事業により取得した土地約0.1haについて造成・植栽を確実に実施する。 ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び造成・植栽までをスケジュール管理し確実に行う。	<主な指標等> 1. 事業の実施状況 2. 事業実施・予算執行状況 3. 事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理 <評価の視点> ・移転補償事業により取得した土地について、事務処理の効率化を図りつつ、造成・植栽を取り組んでいるか。	<主要な業務実績> [1. 事業の実施状況、2. 事業実施・予算執行状況] ○国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha(1箇所 666m ²)の造成・植栽を着実に実施した。また翌年度(2箇所 677m ²)の円滑な事業実施のため、測量設計業務に取り組んだ。 [3. 事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理] ○地元自治会及び空港事務所（造成後の緑地管理者）との調整を綿密に行い、意見や要望を踏まえ、測量設計業務を実施した。 ○測量設計業務に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。	<評定と根拠> 評定：B ・緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。 ・施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ・緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかについて、受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したこと、事業を確実に実施することができた。 これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額の主な要因は、対象工事等において、契約差金が生じたため。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のインターネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。	(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のインターネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。	(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のインターネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。	<p>＜主な指標等＞</p> <p>1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整</p> <p>2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加</p> <p>3. 効率的な知識、情報及び技術の承継</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化 <p>イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。</p> <p>ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。</p> <p>ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のインターネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>[1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整]</p> <p>○事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。</p> <p>○今後の再開発整備事業の体制強化及び緑地造成事業の見込みも見据えた効率的な組織体制を構築するため、令和7年度以降の地域振興課及び補償課の所掌を見直すとともに、見直し後の事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する専門職（土木職、建築職）の配置に向けて出向元である国及び地方自治体と人事調整を行った。</p> <p>○業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が組織内の連携の一環として他課の工事における積算業務にアドバイスを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。</p> <p>[2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加]</p> <p>○職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した。</p> <p>また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促し、外部研修に参加した。</p> <p>[3. 効率的な知識、情報及び技術の継承]</p> <p>○新たに配属された職員を対象に、新規採用者研修を実施した。</p> <p>○機構内インターネット掲示板を活用し、全職員共通の情報として研修・委員会資料、規程類など、利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図った。</p> <p>また、業務資料として、最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。なお、この掲示板</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、福岡県、福岡市と適時人事調整を行い、事業運営に必要な人材を確保することができた。 ・今後の事業見込みを考慮した上で業務執行体制を見直したことで、令和7年度以降における各事業の体制強化や効率的な事業執行体制を構築することができた。 ・積算業務や仕様内容の検討において、専門職種の職員間の連携も図りながら助言を得つつ業務を効率的に進めた。 ・積極的な研修参加を促したことが、職員のスキルアップにつながり、結果として、組織の活性化を進めることができた。 ・機構内インターネット掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図るとともに、機構内インターネットの活用を推進し、必要な情報へのアクセスを容易にすることで業務の効率化を図ることができた。 	<p>評定</p>	B	<p>＜評定に至った理由＞</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

				については逐次内容の更新や改善を行っている。	以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	
--	--	--	--	------------------------	-------------------------------------	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の効率化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で3%以上に相当する額を削減	13,974	13,055	13,011				
上記削減率(%)		—	6.5%	6.8%				
達成度		—	—	—				年度計画で数値を定量化していくため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
事業費(実績額)(千円)		10,682	11,261	10,075				

注) 事業費は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
②事業費の効率化 事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。	②事業費の効率化 事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減すること。	②事業費の効率化 事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 事業費の削減状況 <評価の視点> ・事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主要な業務実績> [1. 事業費の削減状況] ○令和6年度予算については、第5期中期計画のとおりとしている。	<評定と根拠> 評定：B 計画及び業務実績のとおりに経費の削減を行っており、B評価とした。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

一

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2. (1) ③	業務改善の取組 一般管理費の効率化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で9%以上に相当する額を削減	68,150	67,488	71,861				
上記削減率(%)		—	0.9%	▲5.4%				
達成度		—	—	—				年度計画で数値を定量化していくため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
一般管理費(実績額)(千円)		59,687	62,383	64,658				

注) 一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。	③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で9%以上に相当する額を削減すること。	③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 一般管理費の削減状況 <評価の視点> ○令和6年度予算については、第5期中期計画のとおりとしている。 [1. 一般管理費の削減状況] ・一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 評定：B ・業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減を図っている。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	<評定と根拠> 評定：B ・業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減を図っている。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定	B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (1) ④	契約の適正化・調達の合理化
当該項目の重要度、難易度	一 関連する政策評価・行政事業レビュー 一

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
④契約の適正化・調達の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) 等を 踏まえ、引き続き、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅 速かつ効果的な調達 を実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するとともに、 毎年度「調達等合 理化計画」を策定・公 表し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行うこと。また、 一般競争入札等を原 則としつつも、随意 契約によることがで きる事由を会計規程 等において明確化し、 公正性・透明性を確保 しつつ合理的な調達 を実施すること。	④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) 等を踏まえ、引き続 き、契約の適正化を推 進し、公正かつ透明な 調達手続による、適切 で迅速かつ効果的な 調達を実現する観点 から、機構内の推進体 制を整備し、外部有識 者等による契約監視 委員会を活用すると ともに、「令和 6 年度 調達等合理化計画」を 策定・公表し、年度終 了後、実施状況につい て評価・公表を行う。 また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を明確 化した会計規程等を 遵守し、公正性・透明 性を確保しつつ合理 的な調達を実施する。 なお、新たに競争性の ない随意契約を締結 する全ての案件につ いて、機構内に設置す る入札及び契約事項 審査会による事前点 検を行う。 調達等合理化計画 においては、一般競争 入札等の競争性のあ る契約について、これ までの取組の効果検 証を進めつつ、仕様書 や、入札説明書、入札 参加資格要件等の繼 続的な見直しを実施 し、競争性・透明性が 確保されるよう取り 組む。	④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) 等を踏まえ、引き続 き、契約の適正化を推 進し、公正かつ透明な 調達手続による、適切 で迅速かつ効果的な 調達を実現する観点 から、機構内の推進体 制を整備し、外部有識 者等による契約監視 委員会を活用すると ともに、「令和 6 年度 調達等合理化計画」を 策定・公表し、年度終 了後、実施状況につい て評価・公表を行う。 また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を明確 化した会計規程等を 遵守し、公正性・透明 性を確保しつつ合理 的な調達を実施する。 なお、新たに競争性の ない随意契約を締結 する全ての案件につ いて、機構内に設置す る入札及び契約事項 審査会による事前点 検を行う。 調達等合理化計画 においては、一般競争 入札等の競争性のあ る契約について、これ までの取組の効果検 証を進めつつ、仕様書 や、入札説明書、入札 参加資格要件等の繼 続的な見直しを実施 し、競争性・透明性が 確保されるよう取り 組む。	<主な指標等> ■重点的に取り組む分野 1. 施工箇所等の取りまとめ 2. 仕様書、入札説明書、 入札参加資格要件及び公 告期間の継続的見直し 3. 建設工事の発注にお ける余裕期間制度の活用 4. 建設工事における技 術者配置要件の緩和 5. 測量及び設計業務に おける技術者要件の緩和 6. 建設業界紙への入札 公告情報掲載依頼の改善 7. 「調達等合理化計画」 にない新たな取組 ■調達に関するガバナン スの徹底 1. 隨意契約に関する内部 統制の確立 <該当案件 100% 点検を 実施> 2. 不祥事の発生の未然防 止のための取組<内部統 制委員会、コンプライア ンス委員会、リスク管理 委員会をそれぞれ 3 回以 上開催> <評価の視点> ・「独立行政法人にお ける調達等合理化の取組 の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決 定) 等を踏まえ、契約の 適正化を推進し、公正か つ透明な調達手続による 適切で迅速かつ効果的な 調達に取り組んでいる か。	<主要な業務実績> ■重点的に取り組む分野 [(1). 施工箇所等の取りまとめ] 同業種の工事や業務委託等につ いては、発注時期を勘案した上で、施工 箇所が複数に点在していても関係者 に不利益とならない範囲で一括発注 とすることにより合理的な調達実施 に取り組んだ。なお、一括発注の判断 は、発注課において検討した結果を、 入札及び契約事項審査会において確 認することにより行った。 【事例 1】福岡空港周辺における移転 補償事業に係る建物調査業務 2 箇所に点在する対象地を一括発注 することにより、入札参加者は 10 者、 予定価格 4,180 千円に対し落札価格 2,167 千円（落札率 51.8%）となった。 【事例 2】福岡空港周辺における移転 補償事業に係る土地履歴調査業務 3 箇所に点在する対象地を一括発注 することにより、入札参加者は 8 者、 予定価格 2,423 千円に対し落札価格 1,210 千円（落札率 49.9%）となった。 [(2). 仕様書、入札説明書、入札参加 資格要件及び公告期間の継続的見直 し] 一般競争入札については、仕様書に 業務内容を可能な限り具体的に記載 して入札参加に必要十分な情報を提 供することにより、入札案件の競争 性、公平性及び透明性を高め、新規事 業者の参入促進に取り組んだ。 また、既存のルールを遵守しつつ、同 業種区分内で複数の等級を対象とす る入札参加資格要件（ランク）の緩和 を行うとともに、業務内容や規模に応 じて公告期間を十分確保することに より、競争性の確保に取り組んだ。 【事例 1】令和 6 年度 緑地造成に係 る測量及び設計業務 (B19、B84) 予定価格に対応する入札参加資格 要件が A 等級相当であったが、競争性	<評定と根拠> 全体評定：B 総合的に判断し、全体評価を B 評価とす る。 (個別評定 : B) 施工箇所の取りまとめについては、発注 時期が近く、複数箇所に点在していても施 工業者に不利益とならない範囲でまとめて 発注するなど合理的な調達を行った結果、 一定程度競争性を確保することができ、また 落札価格を比較的低く抑えることができた。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。	評定	B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると 確認できた。

		<p>を高めるため B 等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した 2 者中 1 者が B 等級であった。</p> <p>【事例 2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務</p> <p>予定価格に対応する入札参加資格要件が B 等級相当であったが、競争性を高めるため A 等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者 8 者中 5 者が A 等級であった。</p> <p>さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。</p> <p>〔(3). 建設工事の発注における余裕期間制度の活用〕</p> <p>建設工事の発注にあたっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度（※）を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。</p> <p>（※）工期の 30%を超える、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。</p> <p>当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。</p> <p>令和 6 年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る建設工事において余裕期間制度を適用し、その結果 1 者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。</p> <p>〔(4). 建設工事における技術者配置要件の緩和〕</p> <p>他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤し</p>	<p>（個別評定：B）</p> <p>建設工事の発注にあたり、余裕期間制度を積極的に活用し、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保できた。</p> <p>従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p>	
--	--	---	--	--

			<p>て専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。</p> <p>令和 6 年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、その結果 1 者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。</p> <p>〔(5). 測量及び設計業務における技術者要件の緩和〕</p> <p>緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。</p> <p>令和 6 年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る測量及び設計業務において技術者要件の緩和を行い、1 者応札や入札参加申請者のいない案件とはならなかった。</p> <p>〔(6). 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善〕</p> <p>入札公告情報の掲載依頼を、建設業界紙の全国紙 2 社及び九州地方紙 1 社に行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。</p> <p>〔(7). 「調達等合理化計画」にない新たな取組〕</p> <p>建築及び構築物の工事、設計、調査等に関する契約について、これまで契約期間は 1 事業年度以内としていたが、令和 11 年 3 月に予定されている機構の廃止に向け、今後騒音遮合施設に係る大規模改修工事が多数実施される予定であるため、当機構の関係規程の改正を行い、令和 7 年度契約から、複数年度契約方式（※）を導入し、柔軟な工期設定を可能とした。</p> <p>（※）契約書において、予め複数年に渡る契約期間の始期と終期を定め、終期をもって契約を終了する旨を約定する方式。</p>	<p>評価とする。</p> <p>（個別評定：B）</p> <p>緑地造成事業に係る測量及び設計業務の発注にあたり、技術者要件の緩和を積極的に行い、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。</p> <p>従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>（個別評定：B）</p> <p>入札公告情報を掲載する建設業界紙を全国紙に依頼したことにより、九州地域以外を拠点とする業者にも周知することができ、更なる競争性の向上が図られた。</p> <p>従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>（個別評定：B）</p> <p>建築及び構築物の工事、設計、調査等に関する契約について、新たに複数事業年度の契約を可能とする仕組みを構築したことにより、工事の施工時期の標準化による効率的な修繕計画の実行を可能にするとともに、事業者の閑散期等における入札機会の拡大に寄与したことを踏まえ、B 評価とする。</p>	
--	--	--	---	---	--

		<p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>〔(1). 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件 100%点検>〕</p> <p>当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。</p> <p>〔(2). 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組く内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ 3 回以上開催>〕</p> <p>当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。</p> <p>各委員会は年 3 回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。</p> <p>具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。</p>	<p>(個別評定 : B)</p> <p>「入札及び契約事項審査会」において調達内容や随意契約理由の妥当性等について、適切に検証が行われている。</p> <p>他の独立行政法人ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>(個別評定 : B)</p> <p>理事長のリーダーシップの下、各種委員会の運営により P D C A が機能しており、また、研修等を開催することにより、組織内にコンプライアンス等の意識醸成が図られるなど、不祥事や不具合の発生の未然防止が着実に図られている。</p> <p>計画通り実施したことを踏まえ、B 評価とする。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2. (1) ⑤	業務改善の取組 人件費管理の適正化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。	⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。	<主な指標等> 1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組 2. 国家公務員の給与に準じた運用 <評価の視点> 給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適時適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況を公表する。	<主要な業務実績> [1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組] ○従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 令和6年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準を国の制度に合わせて見直し（1月）を行い、取組状況を令和7年6月に公表した。 〔対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移〕 令和6年度実績：99.1 [2. 国家公務員の給与に準じた運用] ○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施（12月、3月）。 ・官民格差等に基づく給与水準改定 30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給月額引き上げ 地域手当ほか諸手当の改正 期末手当及び勤勉手当支給率の引き上げ（4.50月分→4.60月分）	<評定と根拠> 評定：B ・従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。令和6年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、機構の給与水準を国の制度に合わせて改正するなど、着実な実施状況にある。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2. (2)	業務のデジタル化及びシステムの最適化							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 機構の情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。	(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。 また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。	(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。 また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。	<p><主な指標等></p> <p>1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行い、業務運営の簡素化及び効率化に取り組んでいた。 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を図った。 また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。 <p><主要な業務実績></p> <p>[1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化]</p> <p>○第5期中期目標において、「運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」を踏まえ、令和5年度に策定した工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画に基づき、職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10月からは電子化作業に専従する派遣職員による法人文書の電子化にも取り組んだ。</p> <p>また、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存ルールの徹底を進めるとともに、電子決裁システムの活用によるペーパーレスでの業務推進に取り組んだ。</p> <p>○各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を行うことができた。</p> <p>○グループウェア（サイボウズ）、無線LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種ICT環境を導入して、業務のデジタル化及びシステムの最適化を行ってきた。</p> <p>また、資産管理システムのソフトウェア（SKYSEA）のアップデートにより機構ネットワークシステムの最適化を行った。</p> <p>○WEB会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催などデジタル化を進め、業務の簡素化・効率化を図ることができた。また、これまで整備してきたテレワーク環境による在宅勤務においては貸与端末を増台し、より多くの職員がテレワークを行うことが可能となった。</p> <p>○再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、組織内において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理している。</p> <p>○住宅騒音防止対策事業について、住宅騒</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人文書デジタル化推進計画に基づき、「電子化の日」を設け各職員が電子化作業に専念できる環境を構築するとともに、電子化作業に専従する派遣職員によるPDF化作業を行い、計画通り法人文書の電子化を進めることができた。 ・電子媒体を正本・原本として体系的に管理するとともに、電子決裁システムの運用により新たに作成する法人文書の電子化を進めた。その結果、テレワーク環境での業務の幅を広げるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。 ・情報システムのバージョンアップやソフトウェアのアップデートなど情報システムの最適化を行うことで、業務の効率化を図った。 ・WEB会議は、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、かつ、ペーパーレス会議が主流となり、業務の簡素化・効率化を促進することができた。 ・テレワーク用の貸与端末を増台したこととこれでこれまで以上に在宅勤務を行う職員が増加し、テレワークを前提とする新しい働き方の浸透に寄与できた。 ・再開発整備事業の物件データベースは、組織内において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。 ・住宅騒音防止工事事務処理システムの活 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

			<p>音防止工事事務処理システムの活用によって、住民からの問合せや相談に対して迅速に対応することにより、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図っている。</p> <p>また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能に対応することにより、紙媒体での配布を必要最低限となるよう効率化を図っている。</p> <p>○ 移転補償事業においては、令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿データの情報(約6,000件)をデータベース化(システム化)したことにより、移転補償の問合せや相談に対してデータ上で相談地の特定や確認に取り組んだ。なお、今後のさらなる相談受付業務の効率化に向けて引き続き検討・検証を行っていくこととしている。</p>	<p>用によって、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。</p> <p>また、ホームページの改善により紙媒体での配布を必要最小限となるよう効率化を図ることができた。</p> <p>・令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿情報をデータベース化(システム化)したことにより、これまで登記事項証明書を持参してもらう等、紙ベースでのやり取りからデータ上の確認を可能にし、相談受付業務における大幅な効率化を図ることができた。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。	本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。	別紙のとおり。	<p><主な指標等></p> <p>1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、保有資産の見直し（運用）について適切に取り組んでいるか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況]</p> <p>○予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。</p> <p>○収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。</p> <p>○資金計画について、当機構における余裕金の運用方法は、平成28年3月にマイナス金利政策が導入されて以降、マイナス金利が長期化したため、債券（国債、地方債、政府保証債）による運用は実施しておらず、預金による運用を行ってきたが、令和7年度の運用を決定する指名競争入札においては、近年のマイナス金利政策解除及び政策金利追加引上げに伴う市場金利の上昇局面を捉えるため、最新の金融市場の動向や債券運用に関する情報収集を積極的に行うべく複数の金融機関と継続的に打合せを重ね、かつ余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、安全性の確保を前提に資産運用方針を見直した。その結果、入札参加者については令和5年度の銀行3者から証券会社5者を含む計8者に増加し競争性を高めることができたため、令和7年度の資産運用においては、市場金利を大きく上回り、かつ前年度比400%となり、独立行政法人空港周辺整備機構発足以来、過去最高の運用益を得ることができた。</p> <p>○資金管理については、毎月の預金残高を突合し、適切に管理している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： A</p> <p>・中期目標・計画を踏まえた年度計画に基づいて円滑な事業進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。</p> <p>・資金計画については、従来の運用方法に囚われることなく市場金利上昇局面の好機を逃さずに方針転換を行ったことは、入札参加者増による競争性を高め、市場価格及び前年度を大きく上回る運用益につながる取組であり、健全な財務体質の維持に寄与できた。</p> <p>これらの取組及び成果のうち、資金計画については、昨今の金融情勢の変化を捉え、安全性の確保を前提にしつつ資産運用方針を変更するなど時期を得た対応を図るなど、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下のような成果が認められることから、自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の金融機関と継続的に打合せを重ね、かつ余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、従来の運用方法に囚われることなく市場金利上昇局面の時機を逃さずに積極的に方針転換を行ったことで、入札参加者増による競争力を高めた結果、前年比4倍となり過去最高の運用益につながったため。 <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の運用方法に囚われることなく取り組んだことにより、過去最高益であることから、A評価が妥当と考える。

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3. (2)	短期借入金の限度額
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> — 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定 —

4. その他参考情報
—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
—	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定 —

4. その他参考情報	
—	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
—	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定 —

4. その他参考情報
—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3. (5) 剰余金の使途	
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> ○令和6年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づき積立金として整理した。	<評定と根拠> 評定：—	評定 —

4. その他参考情報
—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (1)	内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	—
	関連する政策評価・行政事業レビュー
	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。 指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サイクルを実行していく。 指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。 ①内部統制の運用 内部統制委員会において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。 ②コンプライアンスの推進 内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。 ③適切なリスク管理	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う PDCA サイクルについて継続的に実行していく。 ④コンプライアンスの推進 内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。 ⑤適切なリスク管理	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制の運用（内部統制委員会の開催） コンプライアンスの推進（コンプライアンス委員会の開催） 適切なリスク管理（リスク管理委員会の開催） 職員研修の実施 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況） 内部監査の実施 監事監査、会計監査人による監査の実施 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制については、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う PDCA サイクルについて継続的に実行していく。 内部統制の運用において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。 コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。 <p><主な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> 7 月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。 7 月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、職員によるダイレクトコミュニケーションでは、職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりに努めた。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 内部統制委員会の開催]</p> <p>○理事長を委員長とする内部統制委員会を 3 回開催し、内部統制の推進に関する取組について方針を決定するとともに、取組状況について報告を行った。</p> <p>【審議、報告事項等】</p> <p>第 27 回委員会（4/18）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組方針(1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催、6. その他（令和 6 年度計画の取組）)について審議決定 <p>第 28 回委員会（10/17）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組状況について中間報告 <p>第 29 回委員会（3/19）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組結果について報告 <p>[2. コンプライアンス委員会の開催]</p> <p>○審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を 3 回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組方針を決定し、取組状況について報告した。</p> <p>【審議、報告事項等】</p> <p>第 27 回委員会（5/16）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組方針決定 <p>第 28 回委員会（10/9）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上半期の取組状況（コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果報告並びにコンプライアンス違反事例の各課討論） <p>第 29 回委員会（3/11）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下半期の取組状況（コンプライアンス研修） 今年度取組の総括（今年度の取組については翌年度以降も継続して実施していく方針を決定） <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、職員によるダイレクトコミュニケーションでは、職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりに努めた。 コンプライアンス研修では、機構の基本理念等、コンプライアンスや発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後に公務員倫理の動画を視聴し、セルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図ることができた。特に、機構の基本理念及び運営方針については、理事長から全役職員に向けて説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。また、発注事務の綱紀保持につ <p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催し、内部統制の充実・強化を図った。 令和 6 年度においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し、内部統制委員会による取組状況の総括など PDCA サイクルを適切に実行するように取り組んだ。 コンプライアンス理解度チェックにおいては、認識の強化を図った。自己申告の結果、適切に認識されていた。 ストレスチェックについて、機構には労働安全衛生法上の実施義務はないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう努めた。 新たに、「不祥事発生対応マニュアル」を策定したことにより、不祥事が発生した際にマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応できる組織体制を整備することができた。 コンプライアンス違反事例に係る自由討論により、各職員から多様な意見が集まり議論が深められるなど、コンプライアンスに関する意識の醸成が図られた。 役員によるダイレクトコミュニケーションでは、職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりに努めた。 コンプライアンス研修では、機構の基本理念等、コンプライアンスや発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後に公務員倫理の動画を視聴し、セルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図ることができた。特に、機構の基本理念及び運営方針については、理事長から全役職員に向けて説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。また、発注事務の綱紀保持につ 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラスメントがあった場合に備えて、当該職員が相談しやすい環境を整えるため、内部の相談窓口だけでなく外部相談窓口も対応可能としたのは評価できる。 困難なクレームについて管理職が対応するという事について非常に重要な取組である。 	

		<p>内部統制委員会の分科会的位置づけであるリスク管理委員会において、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応を行うことにより、リスク管理の実効性向上を図る。</p> <p>④職員研修の実施 内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。</p> <p>⑤内部コミュニケーションの活性化 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を作成する仕組みを着実に運用する。</p> <p>⑥内部監査 内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。</p>	<p>機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるように努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月に職員による不祥事が発生した際に誤解や不信を招かないよう、迅速かつ適切に対応するため、「不祥事発生対応マニュアル」を策定し、全職員（非常勤職員を含む。）に周知した。 ・9月にコンプライアンス違反事例（業務関連・私生活関連計4件）を議題とした各課討論を実施した。各職員からは多様な意見が集まり、改めてコンプライアンス違反を認知するとともに、違反が起こった要因や今後の改善の対策を考える良い機会とすることができた。 ・10月に職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりのため、理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の経験談や忌憚のない意見交換を行った。 ・10月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象にメッセージでハラスマント相談窓口（内部及び外部）を紹介するとともにポスターを作成し各室に掲示し啓発を行った。 ・12月にコンプライアンス研修を全役職員に実施し、基本理念及び運営方針、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後に動画視聴及びセルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を行った。 ・3月に近年の公益通報者の保護を巡る国内の事案に鑑み、役職員の法令遵守を一層推進するため、調査協力者の保護に関する規定の新設、通報窓口を理事長から総務課長・非常勤監事へ変更し、複数の窓口を設けることでより通報しやすい体制を構築するなど、内部通報制度の見直しを行った。 ・2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知することで、意識の向上および注意喚起を図った。 <p>[3. リスク管理委員会の開催]</p> <p>○審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組方針を決定し、取組状況等について報告した。</p> <p>【審議、報告事項等】</p> <p>第30回委員会（5/16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組方針決定 <p>第31回委員会（10/9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の取組状況（クレーム対応研修及びオフィス改革フリートーキングの実施状況） ・業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況 	<p>いては公正取引委員会九州事務所により「独占禁止法と入札談合等闇与行為防止法」の講義を行っていただくなどコンプライアンス研修のさらなる充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度を見直し、役職員が安心して通報できる体制を整備することで、役職員の法令遵守に対する意識の向上を図った。 ・コンプライアンス違反事例の共有により、意識の向上および注意喚起を図ることができた。 <p>・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しについては、定期的に点検し、リスク項目や具体的な対策について見直すとともに、隨時、新たに発見したリスクに対する検討を行い、リスクの低減を図ることができた。</p> <p>・クレーム対応研修では、機構職員の苦情対応能力の向上を図ることができた。</p> <p>・安全運転研修は、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を行った。</p> <p>・オフィス改革フリートーキングでは、職員</p>
--	--	---	--	--

			<p>第 32 回委員会(3/11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下半期の取組状況（安全運転研修） ・業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況 ・今年度取組の総括(今年度の取組については翌年度以降も継続して実施していく方針を決定) <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なリスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、今年度新たに顕在化したリスク等に対しても評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの新規追加を行った。 ・7月にクレーム対応研修（DVD の上映及びアンケート）を実施し、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図った。 ・10月にリスク管理活動の一環として、「ながらスマホの危険性」・「子どもとの事故防止」及び「防御運転」等の安全運転研修を実施した。役職員（非常勤職員を含む。）がいつでも研修を受けられるようために、インターネット動画の視聴による研修とした。 ・審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するオフィス改革フリートークリングを実施した。係長以下の職員と率直な意見交換の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。 <p>[4. 職員研修の実施]</p> <p>○各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。</p> <p>研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修や e ラーニング研修も実施した。</p> <p>○職員から開催希望が多かったメンタルヘルス研修を今年度初めて開催した。ストレスをためずにうまく発散する具体的な方法などを講義・グループワーク形式で実施した。</p> <p>[5. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有]</p> <p>○業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加した。</p> <p>また、毎月開催した役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項について役員との意見交換等を行い、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を行った。</p> <p>理事会や役員懇談会で示された方針は、各</p> <p>との交流の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めることができた。</p> <p>・オンライン研修や e ラーニングの活用など職員の受講しやすい環境を構築し、必要な教育を行うことで、内部統制の更なる浸透を図ることができた。</p> <p>・メンタルヘルス研修を実施することで、組織としての対応策や職員間のフォローのポイント、職員自身がストレスを受けた際の解消法などを学ぶ機会を設けたことで、役職員が心身ともに健康に働く職場づくりにつなげるができた。</p> <p>・理事会以外にも毎月役員懇談会を開催し、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事会や役員懇談会で示された方針が、理事長のリーダーシップの下、課内ミーティング等により確実に全職員に伝達され、また職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用し、内部コミュニケーションを活性化することができた。</p>	
--	--	--	---	--

		<p>課長が課内ミーティング等により全職員に周知した。</p> <p>このように、理事長のリーダーシップのもと、機構の方針が確実に全職員に伝達され、また、職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用した。</p> <p>【参考】理事会開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 109 回理事会（6/20 開催） ・第 110 回理事会（1/6 開催：書面形式） ・第 111 回理事会（3/3 開催：書面形式） ・第 112 回理事会（3/19 開催） <p>[6. 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）]</p> <p>○6 月に令和 6 年度第 1 回内部評価委員会を開催し、令和 5 年度の事業実績に対する内部評価を行った。</p> <p>○11 月に令和 6 年度第 2 回内部評価委員会を開催し、令和 6 年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。</p> <p>[7. 内部監査の実施]</p> <p>○令和 6 年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成した。また、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキル向上にも努めた。</p> <p>○具体的な点検事項等については、数回にわたり協議を重ね、「勤務時間管理」を重点項目に決定して、11/7 に監査を実施した。監査において提案があった事項については、改善に向けた具体的な対応を検討の上、規程類の改正などを実施した。</p> <p>[8. 監事監査、会計監査人による監査の実施]</p> <p>○監事による令和 5 事業年度決算等監事監査を 6/10, 12, 13 に、令和 6 事業年度上期監事監査を 11/25, 26 に受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、運営権者への円滑な環境対策事業の承継等の観点からも監査が行われた。</p> <p>なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価委員会においては、機構の中期計画・年度計画の実施状況及びその他の業務改善状況等について評価を行い、PDCA サイクルによる適切な業務管理を行った。 ・内部監査の実施にあたり、監事と連携することで、効率的かつ効果的に進めることができた。 ・監事監査の結果、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させることができた。
--	--	--	--

				<p>○会計監査人による令和 5 事業年度期末監査を 5/20～6/10 に受けた。令和 6 事業年度期中監査を 11/26～11/27 及び 2/27～2/28 に受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none">・会計監査法人の監査結果では、財政状態等の状況は適正なものと認められた。 <p>これらの取組及び成果は、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (2)	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバーアクセスへの防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体での徹底が取り組まれているか。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバーアクセスへの防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行っているか。	<p><主な指標等></p> <p>1. 機構における情報セキュリティ対策等に関する取組</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行い、これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバーアクセスへの防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいます。 ・個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体での徹底が取り組まれています。 <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。 ○全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。 ○令和6年6月実施の監事監査において、「テレワーク実施時の情報セキュリティ強化を検討した方がよい」という提言を踏まえ、在宅勤務は原則、機構の貸与端末に限定し、テレワーク実施時における情報セキュリティを強化しました。 	<p><主要な業務実績></p> <p>評定： B</p> <p><評定と根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ委員会を開催し、以下の取組を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ✓情報セキュリティ対策推進計画等策定 ✓情報セキュリティポリシー等の見直し 第28回委員会（5/16） <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の情報セキュリティ対策推進計画の改訂 第29回委員会（10/9） <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の取組状況について報告（情報セキュリティ研修の結果等） ・情報セキュリティ監査実施計画について審議 ・情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直しについて審議 第30回委員会（3/11） <ul style="list-style-type: none"> ・下半期の取組状況について報告（情報セキュリティ訓練、自己点検の結果等） ・NISCによる独法セキュリティ監査のフォローアップの対応状況の報告 ・2025（令和7）年度情報セキュリティ対策推進計画の審議（今年度取組の総括及び今年度評価を踏まえた翌年度計画の策定） <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティインシデント訓練は非常に大事な訓練である。なお、在宅勤務の場合も想定し、インシデントが発生した場合の連絡先を把握しておくなどの事前の対策が重要である。 	<p>評定</p> <p>B</p>	

			<p>○令和5年度国土交通省情報セキュリティポリシー改正を反映させるとともに、①NISC 監査のフォローアップ調査や②監事監査で提言等のあった、①パスワードポリシー強化や②テレワーク実施時における情報セキュリティ強化について対応するため、令和6年11月に独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。</p> <p>○各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、IT資産システムのバージョンアップ及びダッシュボード機能のインストール、サーバ機器のパッチの適用、給与システムのソフトウェア及びライセンスの更新等の技術的なセキュリティ対策を講じた。</p> <p>○情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練に加え、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練を実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する理解度を確認するため、「情報セキュリティ自己点検」を全役職員（非常勤職員を含む。）に対し実施した。</p> <p>【研修】</p> <p>○新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。</p> <p>○NISC（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。</p> <p>○情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISCが開催するインシデントハンドリング研修を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。</p> <p>○8/6に情報セキュリティアドバイザーによる集合研修を実施するとともに、オンライン研修も併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。なお、当日受講できなかった役職員は録画した動画を視聴した。</p>	<p>盛り込むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練に加え、運用継続計画の運用可能性の確認訓練を実施した。これにより、情報セキュリティインシデント発生時の対処手順及び機構情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の行動手順に沿った所要の対応について実践的な検証を行い、行動手順の改善点等を認識することができた。 <p>特に、インシデント対処時におけるCSIRT内での対応手順の確認や各課からのインシデント報告書様式の改定は、事案発生における適切かつ迅速な対応に向けた改善につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修において全役職員（非常勤職員を含む。）に対し情報セキュリティ対策の重要性を教育するとともに、NISC勉強会・CSIRT研修や実践的サイバーフォンダム演習など各種外部研修に職員を参加させ、専門的な知識習得を図ることができた。 ・情報セキュリティ監査では、監査員に対する研修を実施し必要な知識を付与するとともに、監査計画の策定、内部監査の実施、改善結果報告が年度内に完結するようにPDCAサイクルの運用の向上を図った。
--	--	--	--	--

			<p>【監査】</p> <p>ONISC が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修の実施により監査員の知識向上に努めた。</p> <p>○令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月に令和 6 年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施した。</p> <p>○令和 7 年 1 月～2 月に個人情報の保護の適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る検査を実施した。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (3) ①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
—	—	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ①国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るために体制の確保を図ること。	(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。	(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。	<主な指標等> 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 連絡協議会以外の会議 <評価の視点> ・機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る取組を行っているか。	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 連絡協議会等の開催状況]</p> <p>○空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を開催し、情報共有・意見交換を行った。 構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目（8/28）（WEB開催）の議題 (1) 令和5事業年度事業実績 (2) 令和6事業年度事業実施状況 (3) 令和7事業年度予算概算要求 (4) その他（令和5年度業務実績報告） ・2回目（3/21）（書面開催）の議題 (1) 令和6事業年度事業実施状況 (2) 令和7年度計画（案）(3) 令和7年度予算実施計画（案） <p>[2. 連絡協議会以外の会議]</p> <p>○「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議 (関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構) (4/24開催) →事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を個別に行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。 ・地域対策協議会総代会 (福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他) (5/12開催) →地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。 ・空港周辺整備機構の事業制度についての説明会 (福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、機構他) (6/14開催) 	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会については、遠隔地からでも参加が容易で、双方でのコミュニケーションを図れるWEB会議として開催し、関係機関との意思疎通と連携を図ることができた。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

			<p>→福岡空港地域対策協議会主催のもと、空港周辺整備機構が行う事業制度（住宅騒音防止対策事業、移転補償事業）の説明を行い、また質疑応答等を通じ国や機構等に対する要望の把握に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡空港公害対策協議会との事務協議 (福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構) (11/18 及び 12/6) →公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図る。 ・福岡空港利活用推進協議会 (福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構) (5/24 開催) →福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。 ・上臼井・下臼井特別委員会 (国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他) (6/11、2/3) →福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。 ・福岡空港増設滑走路供用開始に向けた連絡会 (福岡国際空港(株)、福岡県、福岡市、国) (7/25 開催) →増設滑走路供用開始に向け、情報の共有が図られた。機構からの出席は求められなかったが、会議資料の共有が行われた。 	<p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4. (3) ②~③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実、③地域住民のニーズの把握							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関する事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。</p> <p>このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p> <p>ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。</p> <p>③地域住民のニーズの把握 機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を</p>	<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関する事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機関のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。</p> <p>ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。</p> <p>③地域住民のニーズの把握 機構のホームページや、自治体情報誌</p>	<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関する事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など年間20回程度の更新を行い、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機関のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。</p> <p>ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。</p> <p>③地域住民のニーズの把握 機構のホームページや、自治体情報誌</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 財務情報等の公表 ホームページの更新 自治体広報誌などへの情報掲載 啓発活動の実施 地域住民のニーズの把握 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民から理解が得られるよう的確に情報発信の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 財務情報等の公表]</p> <p>○令和5年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和6年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。</p> <p>[2. ホームページの更新]</p> <p>○ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など年間20回程度の更新を行い、常に最新の情報を提供した。</p> <p>[3. 自治体広報誌などへの情報掲載]</p> <p>【住宅騒音防止対策事業】</p> <p>○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。</p> <p>また、昨年に引き続き、マスクケースの配布（約500枚）も実施した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市博多区 4回（5月・7月・11月・2月号） 東区 4回（5月・7月・11月・2月号） 大野城市 3回（5月・11月・2月号） <p>【移転補償事業】</p> <p>○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第4期中期目標期間より実施を継続して、現在までに6箇所の設置を行っている。令和6年度は更なる広報活動の強化として、これに加えて、新たに4箇所を選定し追加設置を行った。</p> <p>○事業案内について、これまでに実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和6年度においては、2種、3種区域がより見やすいうように新しいチラシを作成</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： A</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性の確保を図ることができた。 利用者にわかりやすく使いやすい画面構成、記載内容とし、常に最新の情報を掲載することができた。 パンフレットの設置（補充）やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。 広報誌を見た住民からの問合せは14件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。 移転補償事業においては、公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、更なる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和6年度における移転補償事業に関する照会は41件となっており、継続的な広報活動による効果が得られた。また、41件のうち15件が事業対象であった。 	<p>評定</p>	A

<評定に至った理由>

、以下のような成果が認められることから、所期の目標を上回る成果が得られており、自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。

・土地家屋実態調査データを有効活用して広報を強化する必要のあるエリアを分析して対象範囲、対象物件の絞り込みを行った上で、移転補償事業の広報としては初めてとなるポスティングを集中的かつ短期間で実施し、移転補償制度の周知を行うことができた。

・出前講座についてコロナ禍後、初めて出前講座を実施し、小学生や先生方に対して福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めることができた、また学校より翌年度の実施の要望の声を頂くほど好評であった。また、今回の対応により福岡市教育委員会との協力体制を構築できたことで今後も継続的に実施できることが期待できる。

(外部有識者からの意見)

・土地家屋実態調査データの積極的活用による新たなポスティングの試みは評価できる。引き続き、今後も新たな視点からの広報の実施をお願いしたい。

・空の日のイベントや出前講座において、特に子さんに興味を持っていただることは今後のことを考えても重要である。

	<p>実施していく。</p> <p>への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。</p>	<p>成した上で、補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。</p> <p>○土地家屋実態調査データを活用して、これまでの広報活動における対象範囲を精査した。その結果、移転補償の対象となり得る土地等が比較的多い地域であった空港北側（箱崎、筥松、社領、吉塚、郷口町、二又瀬等）、及び空港南側（大野城市仲畑）の約100世帯に対し、令和5年度に作成したチラシをより分かりやすい内容に見直した上でポスティングを実施した。</p> <p>○機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。</p> <p>[4. 啓発活動の実施]</p> <p>○福岡空港で開催された「空の日」イベント（9月14日）に参加し、空港周辺対策への理解を深めてもらうため、機構の業務を紹介したパネル展示や、イベント来場者へのパンフレット等の配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。また、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、移転補償跡地への横断幕設置など広報活動の充実を図ったほか、補助制度を記載したマスクケース配布による制度紹介も昨年に引き続き実施した。</p> <p>○連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。</p> <p>○教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、ホームページに出前講座や校外学習の募集案内を掲載した。</p> <p>出前講座の募集については、新たに「出前講座ご案内」のチラシを作成しホームページへの掲載、「空の日」イベントでの配布を行うとともに、機構のパンフレットにも募集案内を掲載した。</p> <p>さらに、空港近隣の中学校、小学校に積極的な働きかけを行うため、福岡市空港対策課及び福岡市教育委員会と連携して、中学校、小学校に直接案内を行った。この結果、福岡市博多区の小学校1校にから申し込みがあり4年ぶりに出前講座を実施した。実施した</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋実態調査データを活用して各エリアの買入れ状況を把握できることにより、潜在需要が比較的多いエリア（他エリアと比べて、広報を強化する必要のあるエリア）を分析して対象範囲、対象物件の絞り込みを行った上で、移転補償事業の広報としては初めてとなるポスティングを実施した。なお、ポスティングの実施については、本データを活用することによって、集中的かつ短期間で移転補償制度の周知を行うことができた。 <p>・福岡空港の「空の日」イベントにおいて機構の事業を紹介したパネル展示や、来場者へのパンフレット等の配布を行ったことで、地域住民等に対し、機構の事業が周知されるとともに空港周辺環境対策への理解が深められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の募集について、従来の取組に加え、新たな取組を行ったことで、コロナ禍後、初めて出前講座を実施することができた。出前講座では質問が多数あり、空港周辺地域の児童や教育現場の先生方に福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めていただくことができた。 <p>特に、福岡市教育委員会と連携することで福岡市内の中学校、小学校に対し直接案内を継続的に行うことが可能となり、今後の出前講座開催の機会の拡大と募集案内を通じた機構の活動等の広報の充実を図ることができた。</p>	
--	---	--	--	--

			<p>小学校からは、空港の現状、環境対策を学べる貴重な機会であり、児童・教師にとって有意義であったとの評価をいただいた。また、同校から、翌年度も実施してほしいとのお声もいただいており、翌年度の9月以降に同校での実施に向けて調整を行う予定である。</p> <p>併せて、教育委員会に対して実施の要望がないか継続的に問合せを行うとともに、中学校、小学校に直接案内を行い、要望があった場合には継続して実施することとしている。</p> <p>[5. 地域住民のニーズの把握]</p> <p>○地域住民からのニーズを把握するため、ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行ったほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載した。</p>	<p>これらの取組及び成果のうち、特に出前講座の募集について、①従来の取組に加え、新たに「出前講座ご案内」チラシを作成したこと、②福岡市教育委員会と連携することで直接中学校、小学校に直接案内を行ったことで4年ぶりに出前講座を実施できたこと、③実施した小学校から、空港の現状、環境対策を学べる貴重な機会であり、児童・教師にとって有意義であったとの評価をいただき、翌年度も実施してほしいとのお声もいただいたこと、④福岡市教育委員会との協力体制を構築できたことで今後も継続的に中学校、小学校に直接案内を行うことを可能とし効果的な広報活動につなげたことは、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4. (4) ①～③	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 ①引き継ぎ文書のデジタル化、②業務の可視化パターン化、③研修員の受入れ								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。 ①引き継ぎ文書のデジタル化 ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。 ②業務の可視化パターン化の推進 運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したりスク管理表の充実を図る。 ③研修員の受け入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機	(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。 ①承継に向けて必要な作業の計画的実施 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表に基づき計画的に進めるとともに、必要に応じて作業工程の見直し及び全体計画策定の検討を行う。 ②引き継ぎ文書のデジタル化 ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータを体系的に管理し、令和5年度に策定した工程・進捗管理を含むデジタル化推進計画に基づき、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含むデジタル化の推進に取り組む。 ③業務の可視化パターン化の推進 運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。 今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その	<主な指標等> 1. 承継に向けて必要な作業工程表の見直し 2. 引き継ぎ文書のデジタル化 3. 業務の可視化パターン化の推進 4. 研修員の受け入れ <評価の視点> ・国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表に基づき計画的に進めるとともに、必要に応じて作業工程の見直し及び全体計画策定の検討を行う。 ②引き継ぎ文書のデジタル化 ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータを体系的に管理し、令和5年度に策定した工程・進捗管理を含むデジタル化推進計画に基づき、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含むデジタル化の推進に取り組む。 ③業務の可視化パターン化の推進 運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。 今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その	<主要な業務実績> [1. 承継に向けて必要な作業工程表の見直し] ○5月に機構廃止WGを立ち上げ、承継及び廃止に向けた課題等の洗い出し作業を行い令和5年度に策定した作業工程表の見直しを進めるとともに、福岡国際空港株式会社との承継に向けた本格的な協議開始も見据え、「機構廃止に向けた全体計画（仮称）」の策定に向けた検討を進めている。 [2. 引き継ぎ文書のデジタル化、データの体系化] ○法人文書デジタル化推進計画においては、これまでの紙媒体の文書を含め電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含む以下の具体的な計画の内容に基づき、引き続き取り組んでいる。 ✓電子媒体の文書保存のルールを策定すること ✓職員ごとに電子化の日を設定し、PDF作業に専念すること ✓電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること ✓電子決裁の運用を図ること ○令和6年度は、4月に職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10月からは電子化作業に専従する派遣職員による法人文書の電子化に取り組んだ。 また、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存ルールの徹底を進めるとともに、電子決裁システムの活用によるペーパーレスでの業務推進に取り組んだ。 [3. 業務フローチャート等の作成] ○「業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。 今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その	<評定と根拠> 評定： B ・機構廃止WGを立ち上げたことにより、各課横断的に承継及び廃止に向けた課題等の洗い出しや必要となる手続き等の確認作業を進めることができた。 ・法人文書デジタル化推進計画に基づき、「電子化の日」を設け各職員が電子化作業に専念できる環境を構築するとともに、電子化作業に専従する派遣職員によるPDF化作業を行い、計画通り法人文書の電子化を進めることができた。 ・電子媒体を正本・原本として体系的に管理するとともに、電子決裁システムの運用により新たに作成する法人文書の電子化を始めた。その結果、テレワーク環境での業務の幅を広げるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。 ・リスク管理委員会により業務フローチャート及びリスク管理表に係る点検結果の検証を行い、監査などで新たに発見されたリスクに対して、所要の見直しを行うなど、リスク低減を図った。 ・リスク管理委員会を通じたモニタリング	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

	<p>構へ常勤の研修員を少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。</p> <p>④研修員の受け入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者から派遣された研修員に対して、研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。</p>	<p>の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起きたリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、リスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。</p> <p>[4. 研修員の受け入れ] ○平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。 　　今年度は、4 月から 8 月まで地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について実務研修（OJT）を行い、9 月から補償課で移転補償業務について実務研修（OJT）を行った。</p> <p>○機構廃止 WG において福岡空港運営権者への環境対策事業承継及び機構廃止に向けた取り組みに参加いただいている他、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加していただいている。</p> <p>[5. その他の取組] ○12 月と 1 月に福岡空港運営権者との意見交換の場を設け、機構の業務内容について説明を行うとともに、事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行った。今後も継続して情報共有を行っていく予定としている。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以上の 1 ~5 の取組を行い、スムーズな事業承継を行う予定である。 業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。 (措置状況 :「一部実施・実施中」)</p> <p>【参考】 独立行政法人改革等に関する基本の方針 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) <各法人等において講すべき措置> 　　本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。</p>	<p>等を継続することで、業務の可視化、バッターン化を推進することができた。</p> <p>・機構で実施している事業を福岡空港運営権者へ円滑に承継するため、平成 31 年 4 月から研修員 1 名を受け入れており、機構の業務を習得するための実務研修を着実に実施した。</p> <p>・福岡空港運営権者との意見交換の場を設け事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行ったことで、事業承継に向けた両者の取組状況や課題点の認識を共有できた。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。</p>	
--	--	--	--	--

			<p>福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手續を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。</p> <p>本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (5)	業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるよう、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）を作成の準備を進め、貴重な資料や情報の収集を進め企画・構成案の作成に取り組む。 また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。	(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるよう、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）を作成の準備を進め、貴重な資料や情報の収集を進め企画・構成案の作成に取り組む。	(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるよう、事業の成果（レポート）を作成の準備を進め、貴重な資料や情報の収集を進め企画・構成案の作成に取り組む。	<p><主な指標等></p> <p>1. 機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構がこれまで培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を後世に引き継げるよう、事業の成果（レポート）作成の準備を進めるべく、貴重な資料や情報の収集を進め企画・構成案の作成に取り組んでいるか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂]</p> <p>○第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引き継ぎ有効活用することを目的として、その取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み（仮称）編纂委員会」（以下「委員会」という。）を令和5年度に設置し、委員会での方針を踏まえ、編纂に必要となる原稿の作成や必要となる資料の収集に取り組んでいく。</p> <p>○8月に第3回目の委員会を開催し、作業の進捗報告を行うとともに、今後の作業スケジュール等について認識の共有を図った。また、事業成果（レポート）の構成及び貴重な資料の収集方法について検討を進めた。</p> <p>○2月に第4回目の委員会を開催し、作業の進捗報告を行うとともに、今後の作業スケジュール等について認識の共有を図った。また、事業成果（レポート）のレイアウトや記載内容について検討を進めた。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会において作業スケジュールや作業の進捗状況を確認することにより、着実に編纂作業を進めた。 ・実務を担う職員が、貴重な資料や情報を収集することで、機構の業務のノウハウや実績、教訓等をあらためて確認しながら作業を進め、職員の知識レベルの向上につなげることができた。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

4. その他参考情報

一

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (6)	騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> — 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主要な業務実績> — 該当なし	<評定と根拠> 評定：—	評定 —

4. その他参考情報
—